

実践女子大学下田歌子記念女性総合研究所  
『年報』第五号 二〇一九年三月 抜刷

続 下田歌子の『和文教科書』考  
—— 「三之巻 いさよひの日記」を中心に ——

久保 貴子

## 続 下田歌子の『和文教科書』考

——「三之巻 いさよひの日記」を中心に——

久保 貴子

### 1

一八八六（明治十九）年三月十九日「東京日日新聞」に『和文教科書』の初めての新聞広告が次のように掲載された（後掲 下田歌子著『和文教科書』広告宣伝文一覽 参照）。

農商務大臣従四位子爵谷公序

華族女学校学監下田歌子君編輯

和文教科書 第一帙 二冊 定価金五十銭

和文の教科書には此まで竹取空穂源氏栄花の物語土佐十六夜の日記などを用ひられしが此等皆もとより其作者が教科書として書ける者ならねば仮用にだにも不適當にて特に男女のなからひなどを記せる所は常のかたり草にも憚るべき程の者あり今日女子の品位を高尚にし智徳の両育をさかりにすべき時

にあたりて其基礎となるべき教科書にかゝる書どもを用ひてはいかでか宜しからんこゝに下田の君いたく此事をうれへて新に筆を起し先づ徒然草十六夜日記唐物語等より世教に益ありて文章の美しきを撰び此書を編みて諸生に授くる料とせられき素より君の学識をもて撰ばれたる者なれば其体裁の宜しき遙に其原書にも優れる事たとへば山より出だせる璞を良匠が切磋琢磨して砧を去り瑕を除きてめでたき美玉としたらんが如し忝くも我が皇后宮今年二月華族女学校に行啓あらせ玉へる日在校の生徒を召されて此書を下し賜はせられきされば今の世に師範学校中学校等にて和文の指南として用ふべき者此書をおきてはた何かあるべき此書今すり巻となれる者四巻あり幣堂近頃君に請て其発売を許されたり仍て茲に広告して世間の和文教科書の宜しきが出づるを待つ諸大家に告ぐ  
明治十九年三月 製本兼発売元 中央堂 仮出版所東京神田

猿楽町三丁目一番地 宮川保全 敬白

売捌人 東京日本橋区上槇町八番地 吉田金造 大坂心齋橋

通 三木佐助

右の広告文は、この書が発売された当時の下田歌子を取りまく状況を如実に伝えていて興味深いものである。つまり、明治時代の教育制度について言えば、徐々に整いつつあった頃である。

一八七九(明治十二年)「教育令」、一八八〇(明治十三年)「改正教育令」、一八八一(明治十四年)「中学校教則大綱」と矢継ぎ早に公布され、前掲の広告から一カ月を隔てない一八八六(明治十九)年四月十日には「小学校令」「中学校令」「師範学校令」諸学校通則が制定、各公布された。このような趨勢を鑑みて、広告文には「今の世に師範学校中学校等にて和文の指南として用ふべき者此書をおきてはた何かあるべき」と謳ったのであろう。学校制度の基礎固めは、急ぎ男子に向けてなされていく。その一方で、女子の教育制度は、一八八二(明治十五年)年に東京女子師範学校付属高等女学校が設置され、男子教育とは切り離され異なった形で進展していくのだが、男子には遥かに後れをとっているのが現状で、制度化されていくには、一八九九(明治三十二年)の「高等女学校令」公布により、数多くの高等女学校が創設されるのを待たねばならない。したがって、この『和文教科書』は、女子教育の黎明期に、むしろ特色ある自由な女子教育が可能であった発展期に、下田の独自の目線で編まれた「君の学識をもて撰ばれたる

者」「和文の指南として用ふべき者」であったと言える。一八八六(明治十九)年七月七日文部省が、「尋常師範学校ノ教科書ハ当分左ノ図書中ヨリ専用スヘシ」として、師範学校用の「国語」教科書に「撰用」出来るとして示した十八の書籍の中にも選ばれている。後掲した通り、広告文も数多く掲載され、この教科書の需要が喫緊なものになっていた。

この教科書編纂に先駆けて、すでに下田歌子は教育者として歩みだしていた。一八八二(明治十五年)年に私立下田学校を創設し、やがて桃天学校と改称、一八八四(明治十七)年には宮内省御用掛に任ぜられ、華族女学校開設に向けて尽力している。そして、翌一八八五(明治十八)年華族女学校設立に伴い、この『和文教科書』の編纂に着手している。私塾から、宮内省所轄の公的な官立学校へとその教育現場を移すことは、下田の教育者としての立場を大きく変えることになっただろうし、その責任と意義も発展的に増大することになったと思われる。下田の教育姿勢を如実に窺い知ることが出来る第一歩として、この教科書編纂は位置付けられるのである。

すでに拙稿において(「下田歌子の『和文教科書』考」「六之巻 更科日記」を中心に)、「女性と文化」第1号・二〇一五)、この『和文教科書』が早くから下田の研究業績として紹介されてきたものの、その内容については考究されてこなかったことを踏まえ、特に「六之巻 更科日記」について考察した。そして研究史に照らしても嚆矢的な注釈書であると結論づけ、女性の手になる

書となれば一層その価値は高まるとした。本稿は、その結論に基づき、再び『和文教科書』について、特に『三之巻 いさよひ日記』を中心に考察を重ねる。『十六夜日記』は前掲の広告宣伝文に書名が挙げられることから分かるように、古来和文の教科書として取り扱われることが多い代表的な作品の一つと言える。しかし、その作品の内容は宣伝文が「男女のなからひなどを記せる所は常のかたり草にも憚るべき程の者あり」と述べるようなものとは言えない。とすれば、「世教に益ありて文章の美しきを撰び此書を編みて諸生に授くる料とせられき」という意図で選び取られた、つまり和文としての規範を示す文章として掲出されたといえるのではないだろうか。

下田にとってその時代の和文の規範となる作品はどのようなものであったのか、また最初に手掛けた教科書編纂の意図を再考したい。本稿は、ここから下田の教育、特に女子教育の原点を探ろうとする試みである。

なお、『和文教科書』所収本は『いさよひの日記』と表記するが、現在この作品は『十六夜日記』と表記するのが通例となつてゐる。したがつて本稿では、『和文教科書』所収本の翻刻箇所以外は『十六夜日記』と表記している。

## 2

一八八二（明治十五）年、男女別のカリキュラムが初めて示さ

れ、同年十二月の学事諮問会において府県学務課長・学校長等に示した文部省告示論には女子教育のありかたとその方針がくわしく示されている（今田絵里香<sup>3</sup>）。それは、「更に和漢文、習字、図画等ノ教授時間ヲ増シ、殊ニ和漢文ハ和文ヲ主トシ傍ヲ短歌ニ及ヒ習字ハ平仮名ヲ主ト」するという定めであつた。つまり、女子教育は「和文を主に短歌及び習字は平仮名を主」とすることが望まれた。後述するように、「桃天学校」の教科書には、四書五經も見えているものの、「華族女学校」へと展開するに臨んで和文中心の女子教育へと軸足を置くことになつたと思われる。そのためには『和文教科書』の編集、刊行は必須であつた。

下つて、一八九五（明治二十八）年制定の「高等女学校規程」の科目には、「国語」と「習字」があり、随意科目として「漢文」が置かれた。「国語」科では、「普通ノ漢字交リ文ヲ購読セシメル」ことから始めて、「中古以降ノ平易ニシテ雅馴ナル文章及歌」に及ぼすことになつている（府川源一郎<sup>4</sup>）。「漢文」が随意科目にとどまつているのは、先の文部省告示論の方針が遵守されていたことを示すだろう。

そしてこの方針は、下田の女子教育の方針とも合致してゐて、明治天皇皇后美子（後の昭憲皇太后）の華族女学校行啓の際『和文教科書』が生徒に下賜された事実も加つて、この女子教育の方向性に大きく寄与していたと考えられる<sup>5</sup>。

先述したように、華族女学校開設以前から、下田歌子は「下田学校」・「桃天学校」を創設していた。一八七二（明治四）年、時の

明治天皇は華族に対して「勸学の勅諭」を出して、一八七四（明治七）年「華族勉学所」が設けられた。やがて一八七七（明治十）年には「学習院」と改称されることになる。この「下田学校」は一八八二（明治十五）年三月東京府知事宛に「下田学校開業上申書」を提出している。正式に認可を受けた私立の学校であったと言えるだろう。そして同年六月には、さらに「桃天学校」への名称改定届も出されている。一八八五（明治十八）年九月学習院女子部が廃止されて、十一月新たに華族女学校が開設された。この開設に伴い、下田は幹事兼教授に任ぜられ、校長業務を代行するようになった。それと同時に桃天学校の生徒達の約六十名が華族女学校への入学試験を経て編入する結果となり、自然と桃天学校が閉校となったようである。

このように、下田がその一步を踏み出した「下田学校」という場での教育は、華族女学校という華族および当時の上流社会の子女に対するという、今日から見るといささか特殊な教育機関ではあるものの、そこに発展して結実したと見て良いだろう。先に述べたように、下田は華族女学校創立の準備段階から宮内省御用掛（主事）を拝命し、力を尽している。このことから『和文教科書』は確かに華族女学校での使用目的で下田が編んだものに他ならないが、それ以前に自らの私塾での経験の基盤があつてこそそのものであつたことは否定できないと思われる。

今、残される「桃天学校教科書表」（一八八三・明治十六年）で使用した教科書を見る。

○修身科ノ部

書名・巻冊記号・出版年月・著訳者・氏名  
女四書・四卷・康熙年間・纂註・瑯琊王晋舛  
本朝列女伝・十卷・明暦元年・著・黒沢弘忠  
劉向列女伝・八卷四冊・承応三年五月・著・劉向  
小学・六卷四冊・淳熙年間・編輯・朱晦庵  
論語・四卷

○和歌文科ノ部

四書・十卷  
五經・十一卷

蒙求・三卷・嘉永巳酉三月再版・著・李翰  
文章軌範・七卷三冊・明治十二年十一月新刻・著・謝枋得  
徒然草・二卷・寛永三年正月再刻・著・吉田兼好  
古今集・二十卷二冊・明治二年三月新刻・醍醐天皇御書所撰  
枕草子・三卷・延宝二年七月新刻・著・清少納言  
源氏物語・五十四卷・延宝元年十一月新刻・著・紫式部  
万葉集・二十四卷・文化二年八月新刻・平城天皇御宇撰

○歴史科ノ部

国史略・五卷・文政丙戌季冬・著・岩垣松苗  
日本外史・七二卷十二冊・文政丙戌季冬・著・頼囊

十八史略・七卷・天明五年三月再版・編次・曹元之  
元明史略・四卷・文政元年十月・編次・後藤世鈞  
史記・百卅卷廿五冊・万曆四年十二月新刻・著・司馬遷

右によると、「和歌文科ノ部」では、四書五経に始まり、和歌は『古今集』と『万葉集』、それに『徒然草』『枕草子』『源氏物語』であることが理解される。これを、「桃天学校学科課程表」(一八八二・明治十五年)に合わせると以下である。<sup>10</sup>

- 『古今集』 初等(後期)講義  
三等(前期)輪講
- 『万葉集』 一等(前期)講義  
一等(後期)輪講
- 『徒然草』 初等(前期)講義  
初等(後期)輪講
- 『枕草子』 三等(前期)講義  
三等(後期)輪講
- 『源氏物語』 二等(前期)講義  
二等(後期)講義、輪講  
一等(前期)輪講

『和文教科書』は巻頭にあげた広告宣伝にあるように、後には中央堂版として編纂されていく(全十巻、和歌作品は除かれてい

る)のだが、先ずは宮内省版として全三巻が整えられた。すなわち、「一之巻 徒然草ぬきほ」・「二之巻 徒然草ぬきほ」・「三之巻 いさよひの日記 阿仏」がそれである。桃天学校初等(前後期各半年)で用いていた『徒然草』を巻一・二に置き、巻三に『十六夜日記』を加えている。初等の教材として『徒然草』は、短編作品で、しかも一章段ごとに短く切つて読むことが可能な作品であることから「ぬきほ」として抄出されて採録されたと思われる。一之巻巻頭に、一八八五(明治十八)年十二月華族女学校校長・谷干城(前年に子爵に列せられる。四十九歳。谷の校長辞令は九月十四日。<sup>11</sup>なお、十二月二十三日付辞令により、農商務大臣兼務となる。<sup>12</sup>)の序文をいただき、続く「例言」に下田は次のように述べている。

此書は、かみにいへる、和文学の読書の課に、供ふる書なり。従来、読書の科にハ、竹取物語、空穂物語、住吉物語、落窪物語、源氏物語、栄花物語、宇治拾遺物語、徒然草、土佐日記、十六夜日記などやうの書を、仮用し来りしかども、其書どもハ、もとより、教科書として、かきたるにあらねバ、仮用にだにも、不適當を覚ゆるところ、少なからず。殊に、男女のなからひなど、えもいはぬ、ふしさへありて、教への席にハ、もちいづべくもあらず。されバ、此書ハ、上の物語日記などより、和文を習ふに、便りならんと、思はるゝふしぐを、えらびとりて、ぬきほとハ、し

つるなり。

従来、「読書」を目的とすれば『竹取物語』などを用いたものであるとしつつも、これらは教科書としては不適切であるとした。男女のなからひなどもある作品は、殊に教える場には不適切とするのである。先に見た桃天学校では、二等および一等の教材として『源氏物語』や『栄花物語』（三等・後期・講義、二等・前期・輪講）<sup>13</sup>が認められたが、華族女学校での教科書編纂にあたり、下田はこうした物語を教材から除き、替わりに『十六夜日記』を三之巻として入れた。

桃天学校創設当時の回想を木野久子が語っている。<sup>14</sup>

……その頃はまだ女塾と名乗らなかつただけに、お嬢さんがたは割合少く、いつもお見えになる御弟子といへば、伊藤公爵夫人、山縣公爵夫人、田中（光顕）子爵夫人、そのほか大臣方の奥様たちでした。

まづ眼目のお講義は源氏物語で、次が和歌のお直し。小さいお嬢さんがたには徒然草、古今集のお講義、その他をりより四書、五経のお話などがあつて（中略）、塾生の誰もが最も力を入れたのは、その当時からすでに天下一品の面影があつた源氏物語のお講義と和歌のお題を頂いて作ることの二つでしたらう。

後に下田の『源氏物語』は名講義として喧伝され、その著書も世に知られるが、この桃天学校時代にすでにその面影はあつたと想像される。しかし、その対象は主に大臣の奥様方（二等、一等の学科か）であり、少女達（初等・三等の学科か）には『徒然草』『古今集』であつた。この証言は、先の「桃天学校学科課程表」を裏付けるものであろう。明らかに得意講義であつた『源氏物語』を意図的に教科書から除外した下田が、替わりに採録したのは『十六夜日記』であつた。この意味を考えたい。

### 3

『十六夜日記』は、藤原為家室の阿仏尼（安嘉門院四条）が、夫亡き後、その遺産の相続を鎌倉幕府に訴えるため、高齢の身ながら東海道を下った折の旅の日記である。先の物語とは異なる内容で、歌人としても名高い作者の歌日記の側面も有している。幽斎や芭蕉の旅日記に先行し、古くは、『笈の小文』に「抑、道の日記といふものは、紀氏・長明・阿仏の尼の、文をふるひ情を尽してより、余は皆倍似かよひて、其糟粕を改る事あたはず。」と記された、よく知られていた作品である。しかし、以前拙稿（『十六夜日記』と『阿仏東下り』——阿仏尼像の変遷——）<sup>15</sup>で述べたように、明治期以降の注釈書（あるいは教科書）においては、いささかその享受に変化がみえている。『笈の小文』が記すように本来は、作者阿仏尼が鎌倉へ下った道の日記であつたのだが、このこ

とから離れて、その旅の目的によって行動的で強い母親の代表、行動する鎌倉女性の代表格として捉えられるようになるのである。『十六夜日記』の流布本系（除、永青文庫本）写本の多くに、次の奥書が存している。

此の阿仏房と申す人は、定家の息為家の室なり。公達五人  
ましまし候。播磨の国細川の莊を為家より譲りおかれし候  
を、為氏他腹たるによりて、押領候。訴訟の為に、鎌倉へ下  
られ候時の道の日記にて候。為氏も陳情の為に、鎌倉へ下  
向、兩人ともに、鎌倉にて、死去せられし。訴訟は為氏の方  
へは附けられず候ひしとぞ。阿仏は、安嘉門院の四条と申す  
人なり。為相の母なり。<sup>16</sup>

流布本は、近世に近い時期に男性の手に成った改作本と考えられ、文体からみてもこの奥書もその際に加筆されたと考える。そして、万治二年版本や続く注釈書『十六夜日記残月抄』にも載せられて多くの読者を獲得していくのである。この時点では、事の顛末を記すことに終始しており、後の烈女といったイメージは伝わりにくい。このような奥書の情報が増殖して後の阿仏尼像が生まれていったと言つてよい。

このように造成されていた、夫のため、息子のために行動する阿仏尼の姿は、あるべき女性の姿として『十六夜日記』の『和文教科書』採択に繋がっていたと考えることは自然であろう。後に下

田のキャッチフレーズのようにいわれる「良妻賢母」（賢母良妻）の源泉に繋がるとも言い得ようか。伝統的な和歌に立脚した美文であることも、教科書としての目的に合致していたと考えられる。さて先に下田が使用していた教科書を見ると、そのほとんどは江戸期の版本であった。とすれば、下田の『和文教科書』の編纂の際の『十六夜日記』底本もこれらの版本であった可能性は高いであろう。

下田の『和文教科書』「いさよひの日記」巻末には、

○本書、此次に、長歌やうの、いと長やかなる歌、また、  
奥書やうの、かきものあれども、和文に用なければ、今ハ  
はぶぎつ、

と見えていて、本文の後に長歌と奥書が続けて書かれていることを認識しながらも、「和文の教科書」を編むのであるとの姿勢を示し、これを省いたと述べている。近世までの『十六夜日記』の注釈書としては、一八二四（文政七）年に刊行された『十六夜日記残月抄』が唯一のものである（写本では多和文庫本に若干の書き入れがある。<sup>17</sup>）。管見に拠ると、明治時代の注釈書は十三本ほどである。刊行された順にあげると、

- ・鈴木弘恭『参考標註 十六夜日記読本』（中西屋、明治十八年）
- ・落合直文・小中村義象・萩野由之『日本文学全書』十六夜日記



(博文館、明治二十三年)

- ・ 佐々木信綱『標註 十六夜日記読本』(弦巻書肆、明治二十五年)
- ・ 斎藤晋春『(纂註)十六夜日記校本』(尚栄堂、明治二十五年)
- ・ 三木五百枝『十六夜日記講義』(誠之堂、明治二十九年)
- ・ 落合直文『十六夜日記読本』(明治書院、明治二十九年)
- ・ 内田慶三『十六夜日記教本』(金港堂、明治三十二年)
- ・ 関根正直『十六夜日記・庭のをしへ』(六合館、明治三十五年)
- ・ 篠田真道『(新撰百科全書)十六夜日記読本附註解』(修学堂、明治四十二年)
- ・ 森野雪江『十六夜日記新釈』(井上一書堂、明治四十二年)
- ・ 有馬与藤次『(頭註)十六夜日記通解』(崇文館、明治四十三年)
- ・ 中村徳五郎『新訳 土佐日記・新訳十六夜日記』(石塚松雲堂、明治四十五年)
- ・ 小山田与清・北条時隣『(国文註釈全書)十六夜日記残月抄補注』(國學院大学出版部、明治四十五年)

などで、関係論文は、

- ・ 星野天和「阿仏尼」、『文学界』1、明治二十六年)

を俟つかない。先鞭をつけた鈴木弘恭の『十六夜日記読本』が一八八五(明治十八)年の刊行であることを考えると、下田の和文教科書は、本格的な注釈ではないものの、『十六夜日記』を教

科書に採用した近代における極めて早い例であると言えよう。下田の教科書採択は、江戸時代に続き明治期に盛んに読まれた『十六夜日記』享受の流れを誘引するものとして位置づけることも可能なように思われる。

#### 4

本稿の初めに、新聞広告で確認した通り、『和文教科書』はその後版を重ねていく。「三之巻いさよひの日記」は、「中央堂版」として刊行された折に数か所の頭注を加えている。以下にそれを示したい。

『和文教科書』「三之巻いさよひの日記」は、袋綴に装丁された版本(四つ目綴、縦二十三×横十五・五センチ、一面十行、一行二十二字内外、全三十四丁)。掲出に際して、私に巻頭から順次①以下の番号を付し、( )に底本該当本文の各丁数を漢数字、各丁表裏をオ・ウ、行数を数字で表した。

- ①なかだちとなりけるとぞ、この道の、ひじりたちハ、

(二丁ウ・9〜10行)

#### 【頭注】

○けるとぞ

こは、道といふ名詞の、あるべきを、はぶきたるなり。

とといふ辞の、けるをうけたるには、あらず、すべて、十六夜日記には、かゝること多し。思ひまどふべからず。

(二十丁オ・3行)

②これをみて、侍従のかへりごと、いととくあり。

(四丁オ・6行)

【頭注】

○かへりごと

かへりごととハ、源氏末摘花巻に（ふみなどやり玉ふべし云々いづれもくかへりごとみえず）とある如く、消息文にある詞にて、哥には、土佐日記に、（此歌云々ひとりもかへしせず）とある如く、たゞ、かへしとのミ、いひならへり。さるに、こゝに、かへりごとゝあるは、いかにぞや。

③さだめなき命ハしらぬたびなれど

またあふさよをたのめてぞゆく

(六丁ウ・6行)

【頭注】

○たのめて

たのめてハ、たのましめてなれば、こゝには、かなはず。たのみでの、写し誤りには、あらぬか。

④廿九日、さかはをいでゝ、浜路をはるぐとゆく。あけはなるゝ、うみのうへを、いとほそき月、いでたり。

【頭注】

○海のうへをのをは、より、また、ににかよふをなり。よのつねのには、あらず。思ひたがふべからず。

このような頭注は実際に教壇で教授する中で補う必要を実感し、その結果として加えられたものであろう。一字一句をゆるがせにせず、作品を読み教えていく姿勢が見られ、時に誤写の可能性も想定していくところに、厳格な研究者の眼すら想起されるどころではある。それ以上に、しかるべき表現、規範とすべき表現が教科書に載るべきだという思いがあらわれていると考えた方が妥当であろうか。「思ひまどふべからず」「思ひたがふべからず」などという注記は、伝統的で注釈的な文章ではあるが、そこには生徒の不安・不審を払拭し、安心してこの教科書で規範とすべき文章を学んで欲しいという下田の思いをも含んでいたように思われる。実際に、このような補訂を欠かさなかつたところに、この教科書に対する下田の真摯な姿勢が看取されるであろう。

5

以上、下田が『十六夜日記』を『和文教科書』に採択した意味を中心に、『和文教科書』編纂の意図や意義について考察を加えてきた。下田の『源氏物語』講義は世評高く、自身もその解釈に自信を持つ

ていたと思われるが、男女の恋物語であり、良家の子女に正面から教えるには相応しくないという批判は覚悟しなければならなかっただろう。『古今和歌集』の部立てが「恋一」から「恋五」まであり、恋の歌が最大の歌数を誇るように、日本文学の伝統に「恋」があり、女性の書いた物語や日記の多くが「恋」を重要なテーマにしていたことは誰もが認めるところであろう。現代でこそ伝統的な日本文学は恋の文学であると言挙げすることができているが、時代的な制約の中で、『和文教科書』の宣伝文が示していたように、「男女のなからひ」を記さない、規範的な和文が確実に求められていた。

そのような中で、女性の手になる和文の規範として『十六夜日記』が選ばれたのは極めて自然な選択であったと考えられるし、その選択は好意的に迎えられたことだろう。もちろん下田は『和文教科書』にこそ『源氏』を採用していないが、別途その名講義ぶりを世に残している。このような規範的な和文を読みこなす力量を得た先に、おのずと『源氏物語』が読めるようになる。そのように柔軟に考えていたのではないだろうか。

注

- 1 「訓令七号」、『語彙別記』(文部省編輯寮編纂)、『語彙活語指導』(文部省編輯寮編纂)、『詞の八衢』(本居春庭著)、『詞の玉の緒』(本居宣長著)、『日本文典』(中根淑著)、『初学日本文典』(物見高見著)、『日用文鑑』(小中村清矩・中村秋香編輯)、『和文読本』(稲垣千穎輯)、『和文規範』(里見義著)、『和文教科書』(下田歌子編輯)、『改

- 2 このことについて「読売新聞」は「○拜命 東京府士族故下田猛雄氏の妻平尾歌子にハ一昨日宮内省准奏任御用掛(年俸金千円)を仰せ付けられたり(二八八四・明治十七年七月十二日)と掲載し、「大阪朝日新聞」も同様の記事を載せている(同・七月十五日)。  
『文部省日誌』(一八八二・明治十五年 第12号)、一八八二・明治十五年三月七日 文部省普通学務局通牒 「女子高等普通学科編成方」(『少女』の社会史)勁草書房、二〇〇七・平成十九年二月)。  
明治初等国語教科書と子ども読み物に関する研究—リテラシー形成メディアの教育文化史(ひつじ書房、二〇一四・平成二十六年二月)「明治十九年二月四日」午後零時三十分御出門にて華族女学校へ行啓したまひ、同学校長子爵谷千城・幹事兼教授下田歌子其の他に謁を賜へる後、上等小学校並に初等中学校の授業を御覧あり、又生徒一同に夫々日本文明史略・和文教科書各一部を賜ひ、四時十分還御あらせらる。』『昭憲皇太后実録 上巻』(宮内庁、吉川弘文館、二〇一四・平成二十六年四月)
- 3 本学図書館蔵・下田資料八七六「下田学校開業上申書(写真)」  
本学図書館蔵・下田資料八七七「下田学校名称改定届」  
本学図書館蔵・下田資料九八一「履歴書」  
『実践女子学園一〇〇年史』(学校法人 実践女子学園、二〇〇一・平成十三年三月)
- 4 注9に同じ。
- 5 『子爵谷千城伝』(復刻版)(平尾道雄、象山社、一九八一・昭和五十六年九月)
- 6 一部旧字体表記を私に改める。『国語教育史資料 第二巻 教科書史』(井上敏夫編、東京法令出版、一九八一・昭和五十六年三月)に
- 7 12
- 8 11
- 9 10

は、この『和文教科書』を「高等女学校」用の教科書に分類し、「例言」の全文を引用する。また「わが国の女子教育の国語教科書として初期のものであり、編者が女子自身という点など注目すべき教科書である」(解題)と指摘している。

13 『下田歌子先生伝』(故下田校長先生伝記編纂所、一九四三・昭和十八年十月)

14 『実践女子短大評論』第二十二号(二〇〇一・平成十三年三月)

15 引用は、『校註 阿仏尼全集 増補版』(築瀬一雄、風間書房、一九八一・昭和五十六年)に拠る。

16 拙稿『十六夜日記』論——残月抄における一考察(『日記文学研究』第一集、新典社)(一九九三・平成五年)。

17 『源氏物語講義』(首巻)、『実践女学校出版部、一九三四・昭和九年四月)

『源氏物語講義 第一巻』(実践女学校出版部、一九三六・昭和十一年五月)

### 下田歌子著『和文教科書』広告宣伝文一覧

(明治時代の『和文教科書』の新聞・他に掲載された広告文・出版元を記載する。旧字表記は、随時私に改めた。なお、『和文教科書』以外の書籍・他の広告文は、下田自身の著書以外は省略した。)

【1】一八八六(明治十九)年三月十九日

「東京日日新聞」

農商務大臣従四位子爵谷公序

華族女学校学監下田歌子君編輯

和文教科書 第一帙 二冊 定価金五十銭 第二帙 二冊 定価金

五十銭

和文の教科書には此まで竹取空穂源氏栄花の物語土佐十六夜の日記

などを用ひられしが此等皆もとより其作者が教科書として書ける者

ならねば仮用になにも不適當にて特に男女のなからひなど記せる所

は常のかたり草にも憚るべき程の者あり今日女子の品位を高尚にし

智徳の両育をさかりにすべき時にあたりて其基礎となるべき教科書

にかゝる書どもを用ひてはいかでか宜しからんこゝに下田の君いた

く此事をうれへて新に筆を起し先づ徒然草十六夜日記唐物語等より

世教に益ありて文章の美しきを撰び此書を編みて諸生に授くる料と

せられき素より君の学識をもて撰ばれたる者なれば其体裁の宜しき

遙に其原書にも優れる事たとへば山より出だせる璞を良匠が切磋琢磨

磨して砧を去り瑕を除きてめでたき美玉としたらんが如し忝くも我

が皇后宮今年二月華族女学校に行啓あらせ玉へる日在校の生徒を召

されて此書を下し賜はせられきされば今の世に師範学校中学校等に

て和文の指南として用ふべき者此書をおきてはた何かあるべき此書

今すり巻となれる者四巻あり弊堂近頃君に請て其発売を許されたり

仍て茲に広告して世間の和文教科書の宜しきが出づるを待つ諸大家

に告ぐ

【2】一八八六(明治十九)年四月

「出版書目月報」

出版書目月報 第一百号、書目(明治十九年四月分)、有版權之部

下田歌子編輯 和文教科書 中本四冊 東京府 定価一円 出

版 平尾錫藏 四谷区尾張町

【3】一八八六(明治十九)年四月二十八日

「東京日日新聞」

農商務大臣従四位子爵谷公序

華族女学校学監下田歌子君編輯 製本もいと美麗なり

和文教科書 第一帙二冊 定価金五十銭 第二帙二冊 定価金五十銭

各帙郵税金十六銭宛 東京府内は郵便はがきにて御注文下さればは御届け中上べく候也

候は御届け中上べく候也

此書は曩に広告せし如く、忝くも我が 皇后宮、今年二月華族女学校に行啓あらせ玉へる日、在校の生徒を召させられて、下し賜はりたるものなれば、凡師範学校、中学校等に於て、和文の教科書として用ふべきもの、此書に優るものなし、かゝる良書なれば、広告せし当日より、陸統御注文ありたれども、製本に念をいれたるがため、思はずも時日を費し、諸君の需めに応じかねたりしが、いよいよ本も出来し、今二十四日より発売するにより、幸に御購読あらんことを希望す、明治十九年四月二十四日

製本兼発売元 東京神田神楽町三丁目一番地 中央堂宮川保全敬白

発売元 東京京橋区南鍋町二丁目三番地 一堂明石範貞敬白

大売捌人 東京日本橋区上槇町八番地 吉田金造 大坂東区北久宝

寺町四丁目四十四番地 三木佐助

【4】一八八六(明治十九)年五月二日

「東京日日新聞」

農商務大臣従四位子爵谷公序

華族女学校学監下田歌子君編輯 製本もいと美麗なり

和文教科書 第一帙二冊 定価金五十銭 第二帙二冊 定価金五十銭

各帙郵税金十六銭宛 東京府内は郵便はがきにて御注文下さればは御届け中上べく候也

候は御届け中上べく候也

此書は曩に広告せし如く、忝くも我が 皇后宮、今年二月華族女学校に行啓あらせ玉へる日、在校の生徒を召させられて、下し賜はりたるものなれば、凡師範学校、中学校等に於て、和文の教科書として用ふべきもの、此書に優るものなし、かゝる良書なれば、広告せ

し当日より、陸統御注文ありたれども、製本に念をいれたるがため、

恐はずも時日を費し、諸君の需めに応じかねたりしが、いよいよ製

本も出来し、今二十四日より発売するにより、幸に御購読あらんこ

とを希望す、明治十九年四月二十四日

製本兼発売元 東京神田神楽町三丁目一番地 中央堂宮川保全敬

白 発売元 東京京橋区南鍋町二丁目三番地 一堂明石範貞敬白

大売捌人 東京日本橋区上槇町八番地 吉田金造 大坂東区北久宝

寺町四丁目四十四番地 三木佐助

【5】一八八六(明治十九)年五月四日

「東京日日新聞」

●文部省御蔵版図書 一切弊店に於て売捌致候に付陸統御注文有之

度此段及広告候也 ●中央堂代理店

農商務大臣従四位子爵谷公序

華族女学校学監下田歌子君編輯

●和文教科書 第一帙二冊定価金五十銭第二帙二冊定価金五十銭

郵税金十六銭

右書籍弊店に於て一切売捌別候尚学校教科書籍も特別廉価を以て売

捌申候間陸統御注文有之度此段及広告候也

東京日本橋区上槇町八番地 吉田金造敬白

【6】一八八六(明治十九)年五月五日

「東京日日新聞」

○中央堂新書 華族女学校学監下田歌子君の編輯に係る和文教科書(既刻二帙)は名の如く和文を授くる教科の書籍の最も好きものにして既に今春 皇后宮の華族女学校に行啓あらせ玉ひし折り優等の生徒諸氏に御手づから賜はせ玉ひし書籍なり其体裁の宜しき製本の美なる世に類ひなし蓋し師範学校中学校等の教科に充はめなば始好の良書ならん。言文一致(物集高見氏著)は我国文章と言語との異なる

より多少の不便ある由を論じ日本の文学上に一隻眼を開きたる好著なり。かなづかひ教科書(同上)は初心の者の仮名遣を学ぶに捷徑の良書なりいづれも神田猿樂町三丁目一番地の中央堂より発兌せり

【7】一八八六(明治十九)年七月十一日

「東京日日新聞」

農商務大臣従四位子爵谷公序

華族女学校学監下田歌子君編輯

●和文教科書 第一帙 定価金五十銭 第二帙 定価金五十銭

発兌書肆 東京神田猿樂町 文部省図書并御委託図書売捌所 中央

堂宮川保全敬白

東京々橋区南鍋町二丁目三番地 十一堂明石範貞敬白

売捌 東京芝泉市、日本橋上横町吉田、大坂三木佐助

【8】一八八六(明治十九)年七月十八日

「大阪朝日新聞」

農商務大臣従四位子爵谷<sup>(アキマ)</sup>子序

華族女学校学監下田歌子君編輯

●和文教科書 帙定価五十銭 二帙定価五十銭

発兌元 東京神田猿樂町 文部省図書并御委託図書 販売所中央堂

宮川保全敬白

東京々橋南鍋町二丁目 十一堂明石範貞

売捌 東京芝 泉市、日本橋上横町 吉田金三 大阪大売捌心齋橋

通北久宝寺町●三木佐助

【9】一八八六(明治十九)年七月二十四日

「大阪朝日新聞」

農商務大臣従四位子爵谷<sup>(アキマ)</sup>子序

華族女学校学監下田歌子君編輯

●和文教科書 一帙定価五十銭 二帙定価五十銭  
発兌元 東京神田猿樂町 文部省図書并御委託図書 販売所中央堂  
宮川保全敬白  
東京々橋南鍋町二丁目 十一堂明石範貞  
売捌 東京芝 泉市、日本橋上横町 吉田金三 大阪大売捌心齋橋  
通北久宝寺町●三木佐助

【10】一八八六(明治十九)年十一月九日

「東京日日新聞」

華族女学校学監下田歌子君編

○和文教科書 第一帙定価各五十銭 第二帙郵税各十六銭

発兌 京橋区南鍋町二丁目 十一堂 神田猿樂町三丁目 中央堂

大売捌 東京横山町十一堂支店 大坂心齋橋通三木(佐助)

【11】一八八七(明治二十)年二月十日

「東京日日新聞」

華族女学校学監下田歌子君編 製本もいと美麗なり

和文教科書 第一帙第二帙第三帙定価各五十銭郵税各帙十六銭宛

第一第二の二帙は昨年中出版せしに華族女学校東京高等女学校を始

めとし二三の府県に於ても既に教科書に採用せられたり今般第三帙

を發行す本書五巻は方丈記六巻は更科日記にして原文には疑ふべき

箇所頗る多けれどもこは漏さず一々之を上欄に弁明せられたる和文

教科用無二の良書なり

発兌書肆 東京神田猿樂町 中央堂 東京々橋区南鍋町 十一堂

大売捌 東京横山町十一堂支店 大坂三木佐助

【12】一八八七(明治二十)年二月十五日

「読売新聞」

華族女学校学監下田歌子君編 製本もいと美麗なり

和文教科書 第一帙定価五十銭第二帙定価五十銭第三帙定価五十銭  
郵税各帙十六銭宛

第一第二の二帙は昨年中出版せしに華族女学校東京高等女学校を始  
めとし二三の府県に於ても既に教科書に採用せられたり今般第三帙  
を發行す本書五卷は方丈記六卷は更科日記にして原文には疑ふべき  
箇所頗る多けれどもこは漏さず一々之上欄に弁明せられたる和文  
教科用無二の良書なり

發兌書肆 東京神田区猿樂町 中央堂 東京々橋区南鍋町 十一堂  
大売捌 東京横山町十一堂支店 大坂三木佐助

【13】一八八七(明治二十)年三月三日

〔説売新聞〕

華族女学校学監下田歌子君編 製本もいと美麗なり

和文教科書 各帙定価五十銭

第一第二の二帙は昨年中出版せしに華族女学校東京高等女学校を始  
めとし二三の府県に於ても既に教科書に採用せられたり今般第三帙  
を發行す本書五卷は方丈記六卷は更科日記にして原文には疑ふべき  
箇所頗る多けれどもこは漏さず一々之上欄に弁明せられたる和文  
教科用無二の良書なり

發兌書肆 東京神田区猿樂町 中央堂 東京々橋区南鍋町 十一堂  
大売捌 東京横山町十一堂支店 大坂三木佐助

【14】一八八七(明治二十)年三月四日

〔説売新聞〕

華族女学校学監下田歌子君編 製本もいと美麗なり

和文教科書 各帙定価五十銭

第一第二の二帙は昨年中出版せしに華族女学校東京高等女学校を始  
めとし二三の府県に於ても既に教科書に採用せられたり今般第三帙  
を發行す本書五卷は方丈記六卷は更科日記にして原文には疑ふべき

箇所頗る多けれどもこは漏さず一々之上欄に弁明せられたる和文  
教科用無二の良書なり

發兌書肆 東京神田区猿樂町 中央堂 東京々橋区南鍋町 十一堂  
大売捌 東京横山町十一堂支店 大坂三木佐助

【15】一八八七(明治二十)年三月十二日

〔東京日日新聞〕

女学雑誌 五十五号

●批評。下田歌子編和文教科書第三輯の評

●右每週各土曜日發兌。一冊五銭郵税一銭府内無税。七冊前金郵税  
共五十八銭、見本は郵券六銭を要す  
東京新橋日吉町八番地 女学雑誌社

【16】一八八七(明治二十)年七月二十四日

〔東京日日新聞〕

●文部省出版甲部教科用図書売捌廣告

華族女学校学監下田歌子君編

●和文教科書 三帙六冊 定価每帙五十銭 郵税每帙十六銭 此書  
は、徒然草より起りて、十六夜日記、唐物語、方丈記、更科日記と、  
漸次に、上代に溯らせたる書にて、和文を講習する諸学校に用ふれ  
ば、真に、無比の良書であります。

發兌書肆 京橋区銀座一丁目十三番地 十一堂

神田区猿樂町三丁目一番地 中央堂

売捌所●東京日本橋区本町三丁目瑞穂屋●大坂心齋橋通北久宝寺町  
三木(佐助)

【17】一八八七(明治二十)年七月二十七日

〔東京日日新聞〕

●文部省出版甲部教科用図書売捌廣告

華族女学校学監下田歌子君編

●和文教科書 三帙六冊 定価每帙五十銭郵税每帙十六銭

此書は、徒然草より起りて、十六夜日記、唐物語、方丈記、更科日記と、漸次に、上代に溯らせたる書にて、和文を講習する諸学校に用ふれば、真に、無比の良書であります。

発売書肆 京橋区銀座一丁目十三番地 十一堂

神田区猿樂町三丁目一番地 中央堂

売捌所●東京日本橋区本町三丁目瑞穂屋●大坂心齋橋通北久宝寺町三木(佐助)

【18】一八八七(明治二十)年八月十日

「大阪朝日新聞」

●文部省出版甲部教科用図書売捌広告

華族女学校学監下田歌子君編

●和文教科書 三帙六冊 定価每帙五十銭郵税每帙十六銭

此書は、徒然草より起りて、十六夜日記、唐物語、方丈記、更科日記と、漸次に、上代に溯らせたる書にて、和文を講習する諸学校に用ふれば、真に、無比の良書であります

発売書肆 京橋区銀座一丁目十三番地 十一堂

神田区猿樂町三丁目一番地 中央堂

売捌所●東京日本橋区本町三丁目 瑞穂屋●

【19】一八八七(明治二十)年八月二十五日

「出版月評」

書目(明治二十年一月分)、有板権之部

下田歌子編輯、和文教科書 卷五、六 東京府 中本二冊 定価五十銭

【20】一八八七(明治二十)年九月二十二日

「東京日日新聞」

文部省検定済○下田歌子先生著

訂正国再版文／小学読本 自一卷至八卷 定価金七十七銭

下田歌子先生編

和文教科書 自一帙至三帙 定価各五十銭四帙近刻

東京京橋区銀座一丁目十三番地

十一堂 長谷部仲彦

大売捌所神田区中猿樂町三丁目中央堂

日本橋区本町三丁目 瑞穂屋

売捌所 京橋区南伝馬町三丁目 松成堂

麹町区麹町三丁目 文海堂

日本橋区本石町十軒店坂上半七

【21】一八八七(明治二十)年十月一日

「東京日日新聞」

文部省検定済○下田歌子先生著

訂正国再版文／小学読本 自一卷至八卷 定価金七十七銭

下田歌子先生編

和文教科書 自一帙至三帙定価各五十銭四帙近刻

東京京橋区銀座一丁目十三番地

十一堂 長谷部仲彦

大売捌所 神田区中猿樂町三丁目中央堂

日本橋区本町三丁目 瑞穂屋

売捌所 京橋区南伝馬町三丁目松成堂

麹町区麹町三丁目文海堂

日本橋区本石町十軒店坂上半七

【22】一八八七(明治二十)年十月十一日

「東京日日新聞」



下田歌子先生著

国文／小学読本 自一之巻至八之巻 定価金七十七銭

下田歌子先生著編輯

和文教科書 自一帙至四帙 定価各金五十銭

文部省出版甲部教科用図書売捌書肆

東京京橋区銀座一丁目十三番地十二堂

明治二十年 十月十一日 長谷部仲彦

東京芝区芝三島町十番地孔修堂

大取次所 弦巻七十郎

東京神田区猿楽町三丁目一番地中央堂

取次所 宮川保全

【23】一八八七(明治二十)年十月二十日

「東京日日新聞」

弊店儀是迄神田猿楽町三丁目一番地に於て書籍營業罷在候処今般日

本橋区通塩町八番地へ引移り一層手広く書籍營業仕候間旧に倍し御

愛顧被成下度候頓首

文部省乙部図書売捌所 甲部図書売捌十一堂代理店 中央堂

下田歌子君編

●和文教科書 自一帙至四帙 定価各帙五十銭

第一、二、三の三帙は華族女学校東京高等女学校を始め府県尋常師範

学校に於て教科書に用ひられたり今般第四帙七八の巻二冊宇治拾遺

物語ぬきほを出版せり此書は原文の誤りを正し不審の箇所は一々之

が弁明を加へられたれば教科書には最も適切なるものなり

発売 東京日本橋区通塩町八番地 中央堂

書肆 東京京橋区銀座一丁目十三番地 十一堂

大売捌 東京芝三島町孔修堂大坂三木(佐助)

【24】一八八七(明治二十)年十月二十一日

「読売新聞」

下田歌子君編

○和文教科書 自一帙至四帙 定価各帙五十銭

第一、二、三の三帙は華族女学校東京高等女学校を始め府県尋常師範

学校に於て教科書に用ひられたり今般第四帙七八の巻二冊宇治拾遺

物語ぬきほを出版せり此書は原文の誤りを正し不審の箇所は一々之

が弁明を加へられたれば教科書には最も適切なるものなり

発売 東京日本橋区通塩町八番地 中央堂

書肆 東京京橋区銀座一丁目十三番地 十一堂

大売捌 東京芝三島町孔修堂大坂三木(佐助)

【25】一八八七(明治二十)年十月二十六日

「読売新聞」

下田歌子君編

○和文教科書 自一帙至四帙 定価各帙五十銭

第一、二、三の三帙は華族女学校東京高等女学校を始め府県尋常師範

学校に於て教科書に用ひられたり今般第四帙七八の巻二冊宇治拾遺

物語ぬきほを出版せり此書は原文の誤りを正し不審の箇所は一々之

が弁明を加へられたれば教科書には最も適切なるものなり

発売 東京日本橋区通塩町八番地 中央堂

書肆 東京京橋区銀座一丁目十三番地 十一堂

大売捌 東京芝三島町孔修堂大坂三木(佐助)

【26】一八八七(明治二十)年十一月二十五日

「出版月評」

書目(明治二十年九月分)、有版權之部

下田歌子編輯 和文教科書 七、八 中二冊 定価五〇 東京 平

尾錫藏 四谷区尾張町

【27】一八八九（明治二十二年）一月六日

「東京日日新聞」

文部省検定済尋常師範学校教科用旧華族女学校学監下田歌子先生編

●和文教科書 自第一秩至第四秩 定価各五十銭ツ、  
発行所 東京日本橋区通塩町八番地 中央堂書店

【28】一八八九（明治二十二年）三月二十五日

「出版月評」

書目（明治二十二年三月分）、有版權之部

下田歌子編 和文教科書 徒然草ぬきほ 中八冊 定価二〇〇 東  
京 宮川保全 日本橋区通塩町

【29】一八八九（明治二十二年）十月一日

「東京日日新聞」

華族女学校学監下田歌子先生編

●和文教科書 全五帙 每帙定価各五十銭宛  
発売 東京日本橋区通塩町八番地 中央堂書店

【30】一八八九（明治二十二年）十月二日

「読売新聞」

文部省検定済尋常師範学校教科用書

華族女学校学監下田歌子先生編

●和文教科書 全五帙 每帙定価五十銭宛  
発売 東京日本橋区通塩町八番地 中央堂書店

【31】一八八九（明治二十二年）十二月十五日

「東京日日新聞」

文部省検定済尋常師範学校教科用書

●和文教科書 全五帙 每帙定価各五十銭ツ、

発売 東京日本橋区通塩町八番地 中央堂書店

【32】一八九〇（明治二十三年）一月一日

「東京日日新聞」

文部省検定済尋常師範学校教科書

華族女学校学監下田歌子先生編

●和文教科書 每帙定価各五十銭宛  
発売 東京日本橋区通塩町八番地 中央堂書店

【33】一八九〇（明治二十三年）二月十一日

「東京日日新聞」

文部省検定済尋常師範学校教科用書

華族女学校学監下田歌子先生編

●和文教科書 全五帙  
每帙定価各五十銭宛  
東京日本橋区通塩町八番地  
発売 中央堂書店

（くほ・たかこ）実践女子大学 下田歌子記念女性総合研究所 専任研究員

---

---

Consideration of Utako Shimoda's "Japanese textbooks" Part 2

— Focusing on "Isayohi no Nikki" —

KUBO Takako

On July 10th, 1886 (Meiji 17), Utako Shimoda was appointed as a national public official by the Imperial Household Agency. In the following year, on September 14th, 1885 (Meiji 18), upon the establishment of the Kazoku Girls School, she was assigned to several positions including chief, professor and manager, and then on February 10th, 1886 (Meiji 19), she was appointed as a deputy president and professor of Kazoku Girls School.

Utako Shimoda had already started her career as an educator at Shimoda School when she then changed her educational field at a private school called Toyo school. It was significant that she changed her educational field to a government school under the jurisdiction of the Imperial Household Agency. When she started her career at Kazoku Girls School, the first thing that she was engaged in was the compilation of a 'Japanese textbook' (Imperial Household Agency edition). In December of the same year, she acquired the foreword for the first volume from Tateki Tani, the president of the school; thus, it is assumed that she had already prepared a draft based on a textbook that was already being used as a teaching material. This is extremely symbolic because it clearly shows her strong will and attitude to give lecture to the students using textbooks she compiled on her own accord. It was a great achievement and it also demonstrates the educational beliefs of Utako Shimoda during the early days of girls' education.

I previously discussed "No. 6, Sarashina Diary" of her "Japanese textbooks (which consists of ten volumes)" ("Women and culture" Vol. 1). Based on those research results, this paper focuses on "No. 3, Isayohi no Nikki". "Izayoi Nikki" is a work written by Abutsuni, who was a concubine of Fujiwara no Tameie. Abutsuni was a woman who took control of her own destiny by using her talents and outstanding energy. It is often said that she is the most famous and active women from the Middle Ages. Furthermore, the source of her behavioral power came from her determination to protect her "family" and "children", which was historically regarded as the ideal way a Japanese woman should act. It is significant that Utako Shimoda picked out this work when compiling textbooks in the early days of girl's education. Considering the history of the popularity of "Izayoi Nikki" through the Edo period, she attempted to take advantage of the work in the Meiji era, which showed her attempt to discover new things by studying the past. At the end of the book, there are notes which state that the textbook adopted a book which already prevailed; thus, it is also presumed that the main part of the textbook was also written with thorough consideration. In light of the research history, we might be able to learn about her educational policies if we study how she interpreted the textbook "Izayoi Nikki", which was widely used for girls' education, and how she conveyed the essence of it to her students in a new era, and also how she took advantage of the contents for individual students.

How did she perceive classic works that were inherited over long periods of time in the framework of her era, and how did she understand it and talk about it? This paper aims to clarify her mindset and activities through the compilation of textbooks conducted by Utako Shimoda.